



新型コロナウイルス感染症の状況により、イベント開催の可否、内容の変更などがある場合があります。
最新の情報は市ホームページでご確認いただくか、問い合わせ先へご連絡ください。

☎ 問い合わせ先 ☎ 電話番号



お知らせ・募集



くわしくは
浦添市
ホームページへ

税金・保険・年金

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

国民健康保険課

☎ 内線 3712・3727

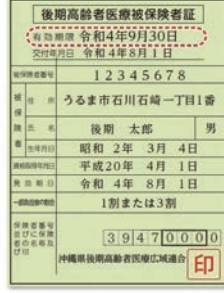
● 8月1日(月)から被保険者証が切り替わります

新しい被保険者証は7月下旬までに簡易書留で郵送します。10月からの窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度は被保険者証を2回交付します。負担割合の見直し内容は、市ホームページで確認できます。

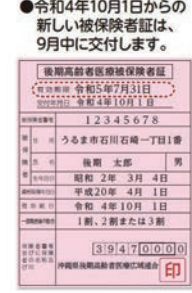


●被保険者証の色は、8月からは、「**若草色**」⇒10月からは、「**桃色**」となります。

●令和4年10月1日からの新しい被保険者証は、9月中旬に交付します。



●令和4年10月1日からの新しい被保険者証は、9月中旬に交付します。



●医療費が高額になったとき
ひと月(1日から月末まで)の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合、申請して認められると、その超えた分が高額療養費として支給されます。

軽減割合	基準所得金額
7割	43万円を超えない世帯
5割	43万円+(28万5千円×被保険者数)以下
2割	43万円+(52万円×被保険者数)以下

医療機関で入院または外来時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を提示すると、個人単位で一医療機関での自己負担額が限度額までになります。また、食事代が減額になる場合があります。ただし、限度額は所得区分により異なるため、認定証の提示が必要です。

※給与と所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額(43万円)に、次の金額が加算されます。
(給与と所得者等の数-1)×10万円

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の交付申請
申請場所 国民健康保険課窓口
申請に必要な物
①後期高齢者医療被保険者証
②申請者の本人確認ができるもの(運転免許証等)

●保険料に関する通知書が届きます
▼通知時期 7月中旬
▼特別徴収の人
年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。申し込みににより口座振替に変更することができるところがあります。

▼保険料の変更
●保険料の賦課限度額
賦課限度額(保険料の上限額)が、令和4年度から66万円となります。
▼均等割額の軽減割合
世帯主や被保険者の所得水準に応じて保険料の均等割が

▼普通徴収の人
「後期高齢者医療保険料納付通知書」で納期内に指定された金融機関で納めます。口座振替で納めることもできますので、最寄りの金融機関で申し込みください。
※普通徴収の保険料の納付は7月からです。

国民健康保険の給付に関する各種証の切り替え

☎ 国民健康保険課 給付係

☎ 内線 3714

現在お持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」の有効期限は7月31日(日)です。有効期限が過ぎると使用できなくなります。8月1日(月)以降も、引き続き利用するためには更新の手続きが必要です。更新手続きをしない場合、医療機関での支払いが自己負担限度額を超える場合がありますので、ご注意ください。

▼申請に必要なもの

- ①対象者の国民健康保険証
- ②申請者の本人確認書類(運転免許証等)
- ③世帯外の人申請する場合、世帯主直筆の委任状または対象者の障害者手帳や介護保険証(原本)
- ④過去12か月の入院数が90日を超えるときはその領収書(標準負担額減額認定証のみ)
- ⑤特定疾病療養受療証を新規で申請する場合は医師の意見書(8月末までに更新手続が来ない場合、新規での申請となります)

※国保税に滞納があると更新できない場合があります。8月以降に手続きする場合は、国保税の納付済み領収書、もしくは引き落としが確認できる通帳をご持参ください。

令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免申請

☎ 国民健康保険課 資格賦課係

☎ 内線 3717・3725

☎ 国民健康保険課 後期高齢者医療係

☎ 内線 3712・3727

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件に該当する人は、申請により国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免となります。

●対象者1(所得要件なし)

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人

減免額 全額免除

●対象者2(所得要件あり)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の①〜③の全てに該当する人

- ①事業収入や給与収入などのいずれかの収入額が、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②令和3年の所得の合計が1千万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

減免率 一部を減額
申請の際は所得要件や必要書類、申請期限があります。市

軽減されます。

国保税賦課限度額の改正

☎ 国民健康保険課

☎ 内線 3717・3725

国民健康保険税は、国保加入者間の負担の公平を図るよう税率等を決定していますが、年々医療費が増加していることから、令和4年度から国保税の医療分および支援分の賦課限度額を変更し、財政健全化を図ります。

「賦課限度額改正後」

医療分賦課限度額: 65万円

支援分賦課限度額: 20万円

※介護分の賦課限度額に変更はありません。

未就学児に係る均等割額の軽減

☎ 国民健康保険課

☎ 内線 3717・3725

令和4年度から、未就学児の均等割額が2分の1減額されます。また、所得に応じた軽減措置(7・5・2割軽減)適用世帯については、減額後の均等割額からさらに2分の1減額になります。

なお、該当する世帯には自動的に軽減が適用されますので、申請の必要はありません。ただし、所得に応じた軽減措置所得(7・5・2割軽減)については、申告をしていない場合は、軽減の適用はされませんのでご注意ください。

対象 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者

ホームページまたは電話でご確認ください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の徴収猶予

☎ 国民健康保険課 徴収係

☎ 内線 3718・3721

☎ 国民健康保険課 後期高齢者医療係

☎ 内線 3712・3727

新型コロナウイルス感染症などの影響により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合は、法令等に基づき徴収の猶予を受けることができる場合があります。市ホームページまたは電話で確認ください。

令和4年度 国民年金保険料の一般免除申請の受け付けを開始します

☎ 市民課 国民年金係

☎ (876)1284

令和4年度の保険料は月額1万6590円です。納めることが難しいときは、申請することで保険料の全部または一部の納付が免除できる制度があります。過去の免除申請時に継続申請を希望されていると、申請が不要になる場合があります(一部例外あり)。

※自身の納付状況等の確認は、市民課国民年金係窓口でご相談ください。

申請受付期間 令和4年度国民年金保険料の一般免除申請は、7月から受け付け開始します。

暮らし・環境・福祉

台風対策はしっかりと

☎ 上下水道部 営業課

☎ (877)8460

☎ 上下水道部 工務課

☎ (877)8462

台風が接近してから対策を行うのは非常に危険です。台風接近前に次の点を確認してください。

- ①高架タンクに水を溜めておきましょう。
- ②高架タンクのふたをしっかく閉めましょう。

国民健康保険税の減免申請期限が変更になりました

☎ 国民健康保険課

☎ 内線 3717・3725

災害、倒産、病氣療養または新型コロナウイルス感染症の影響等の事情により国保税を納めるのが困難なときは、申請後、所定の審査を経て減免の可否が決定されますが、令和4年度は申請期限、方法および対象が変更になります。

減免申請は、納税通知書が届いてから納期限までに原則郵送(窓口も可)で行う必要があり、減免が受けられる国保税は未納の税額に限られます。納期限を過ぎた国保税や既に納付済みの国保税等は、減免の対象外になりますので、ご注意ください。詳しくは市ホームページまたは電話で確認ください。



▲詳しくはこちら

「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第1期納期限

☎ 国民健康保険課 徴収係

☎ 内線 3717・3725

☎ 国民健康保険課 後期高齢者医療係

☎ 内線 3712

令和4年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第1期納期限は8月1日(月)です。納め忘れに、ご注意ください。

水の使用について

台風接近時には、万一の断水に備えて各自で飲料水を容器に確保し、また生活用水(トイレ・その他)として浴槽等に水を溜めて確保してください。電力が復旧しても水が出ないときは、建物管理者(管理不動産会社等)へ連絡、確認するようお願いいたします。



▲詳しくはこちら

「緑の募金」の報告とお礼

☎ 美らまち推進課

☎ (876)1243

令和4年「緑の募金運動」は市民の皆さんのご理解・協力のもとに実施され、124万6057円の募金が集まりました。誠にありがとうございました。

市民の皆さんから寄せられた募金につきましては、公益社団法人沖縄県緑化推進委員会に取りまとめられ、さらに緑化の国際協力等の事業を推進するために活用されます。今後とも、緑の募金運動へのご理解とご協力をお願いします。